

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務 ⑦ 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム/団体内統合宛名システム/ワクチン接種記録システム（VRS）/ 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第1項 別表 126の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 153の項 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新型インフルエンザ予防接種に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者の選定においては、国の基準で特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう注意している。また健康管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	現在、整備中	健康管理システム/団体内統合宛名システム/ ワクチン接種記録システム (VRS)/ 中間サーバー	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「伊豆の国市長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3、115の2の項)	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(＊別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(＊別表第二の115の2の項)	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2(番号法別表第二16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2(番号法別表第二 16の2、16の3、115の2の項)	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長	①市民福祉部 感染症対策課 ②感染対策課長	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康マネジメント係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-957-0028 ファックス:055-949-7177 E-mail:kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施
令和4年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康マネジメント係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-957-0028 ファックス:055-949-7177 E-mail:kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施

令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務	【事務の概要】 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 対象者管理 ② 接種結果登録・管理 ③ 未接種者管理 ④ 予防接種済証発行 ⑤ 健康被害救済措置 ⑥ 予防接種における給付に関する事務 ⑦ 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧ 予防接種証明書の交付	事後	評価書の見直しの実施
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、別表第一 10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、第19条第6号、第19条第16号、別表第一 10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2	事後	評価書の見直しの実施
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 感染症対策課 ②感染症対策課長	①健康福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-957-0028 ファックス:055-949-7177 E-mail: kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail: kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 感染症対策課 感染症対策係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-957-0028 ファックス:055-949-7177 E-mail: kansen@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail: kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和6年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	1関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、第19条第6号、第19条第16号、別表第一 10、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 126の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、16の3、115の2の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 153の項 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更

		2. 行政1手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2(番号法別表第二16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2(番号法別表第二 16の2、16の3、115の2の項)			
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介させる作業		新型インフルエンザ予防接種に関する事務では、下記の局面で特定個人情報取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者の選定においては、国の基準で特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう注意している。また健康管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加項目